

議案第75号

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 商業施設等の自転車等駐車場附置義務に係る基準を変更するとともに、利用料金の額を改定する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「大規模店舗等」を「商業施設等」に改める。

第2条第2項中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

第8条中「官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大規模店舗、金融機関、遊技場等、スポーツ施設、学習施設その他の自転車等の大量」を「公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 商業施設等の自転車等駐車場附置義務

第28条から第34条までを次のように改める。

（新築施設における自転車等駐車場の設置等）

第28条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。以下「指定区域」という。）において、別表第3施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（同欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を含む。）を一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模（混合用途施設にあっては、当該用途ごとに同欄に掲げる基準により算定した規模）が10台以上である場合は、その規模以上の自転車等を収容可能な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。

2 別表第3に規定する施設の面積（以下「施設面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模）

第29条 指定区域において、別表第3施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。

（施設の用途を変更する場合の自転車等駐車場の規模）

第30条 指定区域において、施設の用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したものとみなして、第28条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等)

第31条 第28条から前条までの規定に該当する施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第28条から前条までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第32条 第28条から第30条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備は、規則で定める技術基準によるものとする。

(自転車等駐車場の設置等の届出)

第33条 第28条又は第29条の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(適用除外)

第34条 自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設として規則で定めるものに該当する場合については、第28条から第30条までの規定は、適用しない。

第35条中「第28条から第32条まで」を「第28条又は第29条」に改める。

第36条第1項中「第28条から第32条まで」を「第28条若しくは第29条」に改める。

第36条の2中「第28条から第33条まで」を「第28条、第29条、第31条、第32条」に改める。

別表第2から別表第3までを次のように改める。

別表第2 (第24条関係)

1 定期

種別	屋根	利用料金（1月）			
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者
自転車	有	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円
	無	2,800円	2,500円	1,400円	1,250円
原動機付自転車		4,000円	4,000円	2,000円	2,000円
自動二輪車		12,270円	12,270円	6,130円	6,130円

2 日ぎめ

区分	利用料金（1回）
自転車	200円
原動機付自転車	400円
自動二輪車	980円

3 時間ぎめ

区分	利用料金（24時間以内）
自転車	600円
原動機付自転車	800円
自動二輪車	980円

備考

- この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。
- この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第2の2（第25条関係）

種類	発行価額
自転車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	2,000円
原動機付自転車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	4,000円
自動二輪車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	9,810円

別表第3（第28条—第30条関係）

施設の用途	自転車等駐車場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場又は学習施設	施設面積20平方メートルごとに1台 （施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、40平方メートルごとに1台）
スポーツ施設	施設面積25平方メートルごとに1台 （施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、50平方メートルごとに1台）
飲食店	施設面積30平方メートルごとに1台 （施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、60平方メートルごとに1台）
ドラッグストア、日用品店、衣料品店又は金融機関	施設面積40平方メートルごとに1台 （施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、80平方メートルごとに1台）
各種専門店又は映画館・劇場等	施設面積100平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、200平方メートルごとに1台）

備考

- 1 スーパーマーケット等とは、主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
- 2 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。
- 3 学習施設とは、教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。

- 4 スポーツ施設とは、スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
- 5 飲食店とは、客を来集させ、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。
- 6 ドラッグストアとは、主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
- 7 日用品店とは、主として日用品を小売する施設をいう。
- 8 衣料品店とは、主として衣料品を小売する施設をいう。
- 9 金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合をいう。
- 10 各種専門店とは、特定の物品を中心に小売する施設をいう。
- 11 映画館・劇場等とは、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設をいう。
- 12 混合用途施設で施設面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについては、「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルに当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。
- 13 自転車等駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2及び別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、施行日以後新たに改正後の条例第28条第1項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）において同表施

設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（以下「施設」という。）に係る新築、増築又は用途の変更の工事（以下「工事」という。）に着手した者について適用し、施行日前に工事に着手した者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、新たに指定区域が定められた場合において、新たに指定区域となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。

(1) 当該指定区域となった区域内における施設の工事

(2) 当該敷地が当該指定区域となった区域と既に指定区域となっている区域以外の区域にわたる施設の工事